

新型コロナウイルス感染症の感染予防に係る県外移動に関する注意について

令和3年1月14日

山口県立大学長 加登田恵子

報道等でもご承知のことと思いますが、新型コロナウイルス感染症は収束の兆しが見えないまま全国で感染者が増加し続けており、1月7日には1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象として、同13日には2府5県（大阪府、京都府、栃木県、愛知県、岐阜県、兵庫県、福岡県）を対象として二度目の緊急事態宣言が発令されました。

こういった状況を受けて、県をまたぐ移動についての注意を喚起しますので、下記の内容をよく把握して、適切に行動されるようお願いいたします。

《県をまたぐ移動についての注意》

- このたびの緊急事態宣言を踏まえ、就職活動などやむを得ないものを除き、対象区域（※）への移動については、自粛を強くお願いします。
- ※今後、上記の1都2府8県以外に緊急事態宣言が発令された場合はその区域を含む。以下同じ。
- やむを得ず、対象区域に移動した場合は、帰県後2週間は特に体調管理に努めるとともに、体調が優れないときは外出せず休養してください。
- 旅行などで、対象区域から来県をお考えのご家族やご友人には、皆様から、自粛を強く働きかけてください。
- 緊急事態宣言対象区域以外への移動は、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して、慎重に判断いただくとともに、移動される場合には、万全の感染防止対策を講じてください。
- 緊急事態宣言発令の有無にかかわらず、県外に移動する必要がある場合には、いつ、どこに立ち寄ったかといった行動履歴を別添の行動記録票に記録しておいてください。また、風邪の症状や発熱等が認められる場合には、無理をして通学せず自宅で休養するとともに、必ずチューターまたは保健室に連絡してください。

《相談先一覧》

- 体調管理に関する相談（平日 8:40～17:10）
風邪の症状や発熱等が認められる場合は、必ずチューターまたは保健室に連絡してください。もしも、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や濃厚接触者に該当した場合には、必ずチューターまたは保健室に連絡してください。
健康サポートセンター 保健室 （電話）083-929-6512
- 授業等に関する相談（平日 8:40～17:10）
授業や試験等に関して不安がある場合は、教務部門に相談してください。
教育研究支援部 教務部門 （電話）083-929-6506
- その他全般的な相談
大学生活に関するさまざまな悩み事がありましたら、各チューターに相談してください。